平成２８年（フ）第６０８号
札幌市中央区南29条西11丁目２番５―202号
債務者　久崎千恵子
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２６号
北海道北見市常盤町４丁目14番地19　エレガントＣ207号、前住所札幌市南区澄川三条４丁目４番16―807号
債務者　南城　孝一
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第１８号
山形県酒田市高砂２丁目８番27号
債務者　田賀　健治
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２８年（フ）第３号
群馬県沼田市白沢町上古語父103番地１
債務者　東宮　啓二
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２８年（フ）第９号
群馬県沼田市坊新田町1263番地５
債務者　和田千加司
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２８年（フ）第５６号
群馬県藤岡市藤岡607番地５　後藤アパート202
債務者　山崎　高博
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第６９号
群馬県高崎市小八木町2002番地１　市住13号棟1332号
債務者　下山　貞夫
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第７０号
群馬県高崎市小八木町2002番地１　市住13号棟1332号
債務者　下山　君代
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２１８号
さいたま市北区日進町２丁目1085番地１　日進南口駅前プラザ407
債務者　白石　　信
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５７号
埼玉県所沢市並木８丁目７番地１―403
債務者　山田　裕彦
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１５８号
埼玉県所沢市並木８丁目７番地１―403
債務者　山田　妙子
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第９０号
静岡県熱海市海光町３番21号　熱海パンシオン506号
債務者　黒澤千恵子
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１２４５号
大阪府八尾市龍華町１―２―１　ザ・レスタージュレクレドール321号、住民票上の住所奈良県香芝市瓦口78番地１　レオネクストノーム201号
債務者　大谷　宜子（旧姓住谷）
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５９５号
大阪府豊中市曽根西町３丁目５番30―103号、前住所大阪府豊中市中桜塚２丁目10番３―203号
債務者　酒井美由紀
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６１９号
大阪府高槻市深沢町２丁目７番２―614号
債務者　田中　千春
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６号
島根県江津市黒松町818番地
債務者　池谷　明美
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部